

2025年10月以降保険始期契約用

損害保険ジャパン株式会社

対象プラン
あんしん自転車（1年型）

自転車総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
家族	第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）(1)の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
競技等	競技または興行(注)をいいます。 (注) 競技または興行 いずれもそのための練習を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(注1)およびその付属品(注2)をいいます。 (注1) 2輪以上の車 レールにより運転する車、身体障害者用の車(身体障害者用車いすを含みます。)および幼児用の3輪以上の車を除きます。 (注2) その付属品 積載物を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第2章傷害補償条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金または入院保険金をいい、第3章賠償責任補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	第2章傷害補償条項においては、保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいい、第3章賠償責任補償条項においては、保険証券に記載された保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2章 傷害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内においてその身体に被った次の①または②のいずれかに該当する傷害に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被った傷害

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害にかぎります。
- ② 保険金を受け取るべき者(注1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。
- ① 競技等のために自転車に搭乗している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等のために自転車に搭乗している間については、保険金を支払います。
 - ② 競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により自転車に搭乗している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等のために自転車に搭乗している間については、保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、競技等のために自転車に搭乗をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自転車に搭乗している間
- (3) 当会社は、被保険者が頸部症候群^{けい}(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 頸部症候群^{けい}

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、その被保険者の保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第4条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- （2）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （3）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- （4）既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \\ - \\ \text{別表1に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \end{array} = \text{適用する割合}$$

- （5）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- （6）（1）から（5）までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（入院保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注1)} = \text{入院保険金の額}$$

- （2）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定

を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

（3）被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

（4）当社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

（注1）入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の①または②に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券記載のそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券記載の保険金額

第7条（他の身体障害または疾病の影響）

（1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と、関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第3章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）被保険者

第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のほか、次の①または②に掲げる者を含みます。以下、この補償条項において同様とします。

- ① 第4章基本条項第2条（1）の①の本人が未成年者または責任無能力者である場合は、同条（1）の②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注2）を含みます。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
- ② 同条項第2条（1）の②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者

- である場合は、同条(1)の②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (注2) 監督義務者に代わって本人を監督する者
本人の親族にかぎります。
- (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族にかぎります。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次の①から⑥までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 第4章基本条項第2条(被保険者の範囲)(1)に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

第4条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑤までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
- ② 第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第4章基本条項第18条(事故の発生)(2)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用およびその他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講

じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用および支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

- ④ 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第7条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第6条（当会社による援助）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第7条（当会社による解決）

- （1）被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注2)を行います。
- （2）（1）の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （3）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

（注1）日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

（注2）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

（注3）保険金額を明らかに超える場合

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場

合をいいます。

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国内において発生した賠償事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア．またはイ．のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 本条において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合はその免責金額	＝	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
- ① (2)④のア．またはイ．のいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注1) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第9条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

④ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ 損害を証明する書類

⑥ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

(2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、前条(2)または(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者

(6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（損害賠償請求権の行使期限）

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第6条（当会社による援助）または第7条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注1)の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第5条（保険金の支払額）①および②のただし書
 - ② 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書
 - ③ 第8条(7)のただし書
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注2)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第4章基本条項第19条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第12条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被

保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第4条(支払保険金の範囲)の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条 (個別適用)

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第5条(保険金の支払額)に定める保険金額が増額されるものではありません。

第4章 基本条項

第1条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この普通保険約款における被保険者は、次の①から④までに掲げる者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)は、保険契約者は次の①または②に掲げるいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第4条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解除すること。
- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別によるものとします。

(注) 死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

第6条(保険契約の失効)に該当する場合を除きます。

第3条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害または損害については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条(保険契約の無効)

次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合(注)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）（1）の①から④までに規定する被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

第7条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

（1）当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア．からオ．までのいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。

- ① 本人が、（1）の③のア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、（1）の③のア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、（1）の③のア．からオ．までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、（1）の③のア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等(注3)が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の①または②の傷害もしくは損害または保険金については適用しません。
- ① 第2章傷害補償条項については、次のア. またはイ. の傷害および保険金
- ア. (2)の①の規定による解除がなされた場合は、その家族以外の家族に生じた傷害、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者以外の被保険者に生じた傷害
- イ. (2)の③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない者の受け取るべき保険金
- ② 第3章賠償責任補償条項については、次のア. またはイ. の損害
- ア. (1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない保険契約者等(注3)に生じた損害
- イ. (1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者をいいます。

第10条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険

契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第11条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から前条(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第2章傷害補償条項第4条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約(注2)を解除すること。

(2) 第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または前条(3)の規定により本人が解除を行った場合であっても、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別によるものとします。

(注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) 保険契約

その家族に係る部分にかぎります。

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の取扱い—告知義務等の場合）

(1) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第14条（保険料の取扱い－無効の場合）

- （１）第５条（保険契約の無効）①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- （２）第５条（保険契約の無効）②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第15条（保険料の取扱い－失効の場合）

第６条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第２条（被保険者の範囲）（１）の①から④までに規定する被保険者全員が第２章傷害補償条項第３条（死亡保険金の支払）（１）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－取消しの場合）

第７条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の取扱い－解除の場合）

- （１）第２条（被保険者の範囲）（３）の②、第８条（保険契約者による保険契約の解除）または第11条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（１）の②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- （２）第３条（告知義務）（２）、第９条（重大事由による解除）（１）または第13条（保険料の取扱い－告知義務等の場合）（２）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （３）第９条（重大事由による解除）（２）の①または③の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）保険契約

その家族に係る部分にかぎります。

第18条（事故の発生）

- （１）被保険者が第２章傷害補償条項第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （２）第３章賠償責任補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑥までの事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 被保険者が他人に対して損害の賠償を請求することができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をとり、その他事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の

承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

- ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに当会社へに通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社へに通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)または(2)の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)または(2)の①、④、⑤もしくは⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (2)の②の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
- ③ (2)の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)または(2)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険会社等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第19条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分		保険金請求権発生の時
① 第2章 傷害補償 条項に係 る保険金	ア. 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	その被保険者が被った第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 第3章賠償責任補償条項に係る保険金		第3章賠償責任補償条項第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生し、その被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度もしくは損害の額等に応じ、保険契約者、被

保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、その被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第3章賠償責任補償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める

解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条(保険金の請求)(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第18条(事故の発生)(1)の通知または第19条(保険金の請求)の規定により第2章傷害補償条項に係る保険金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第23条（時効）

保険金請求権は、第19条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

- （1） 当会社が、第2章傷害補償条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- （2） 第3章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （3） （2）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （4） 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（2）または（3）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注） 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第25条（死亡保険金受取人の変更）

- （1） 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2） 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3） （2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- （4） （3）の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5） 保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6） （5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- （7） （2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- （8） 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第26条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下この条において「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第29条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動	69%

	障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) ^そ咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) ^{せき}脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの	42%

	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの^{ぼう} (13) 両側の辜丸を失ったもの^{こう}	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの^{せき} (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの^{さく} (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの^そ (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限される	26%

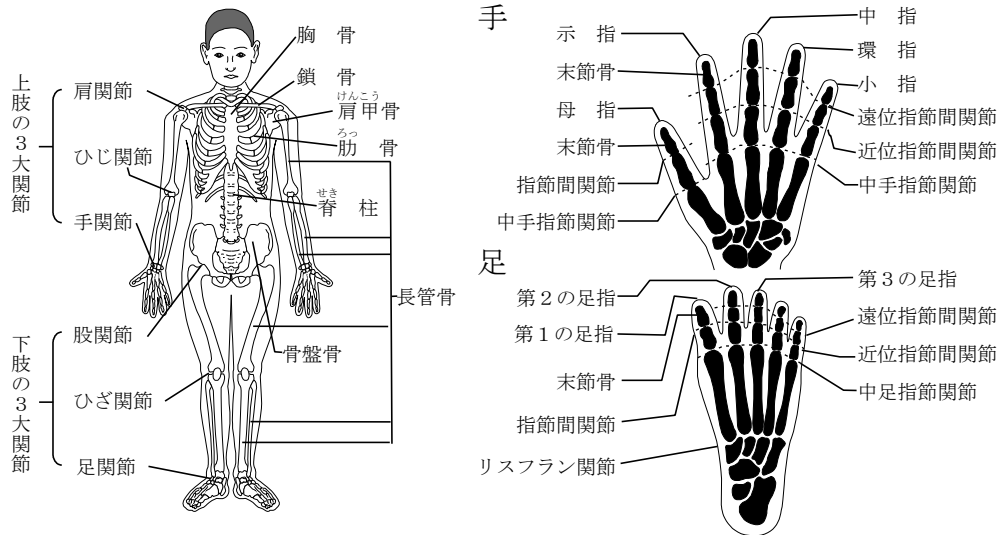
	もの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの^{ぼう} (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼^そまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱^{せき}に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨^{ろつ}、肩甲骨^{けんこう}または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌^{ぼう}に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄^{さく}または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	4 %

	(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	
--	--	--

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表 2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7 日まで	10
15 日まで	15
1 か月まで	25
2 か月まで	35
3 か月まで	45
4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

別表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類			
	死亡	後遺障害	入院	第3章の保険金
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	
4. 当会社の定める事故状況報告書				○
5. 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書	○			
7. 後遺障害または傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	
8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	
9. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書				○
10. 損害を証明する書類				○
11. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、その被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
12. 被保険者の印鑑証明書		○	○	
13. 被保険者の戸籍謄本	○			
14. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
15. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
16. 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類				○
17. その他当会社が第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注[□]）」

とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注[□]）。ただし、テロ行為（注[□]）を除きます。

（注[□]）テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。」

と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（注）この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約（その他団体用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条（保険料の払込み）

- （1） 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- （2） 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条（2）の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- （1） 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （2）（1）の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- （1） 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
 - ① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
 - ② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。
- （2） 保険契約者が（1）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」と

あるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条(保険料の取扱い)の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第8条(保険料の取扱い)の表の⑤の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り、次の①または②のいずれかに該当するときは、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
 - ② 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第7条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき

	4章基本条項第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第4章基本条項第6条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注)との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。この場合において未払込分割保険料(注)があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。
③	次のア.からキ.までのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第6条(追加保険料の払込み)(2) イ. 普通保険約款第4章基本条項第2条(被保険者の範囲)(3)の② ウ. 同条項第3条(告知義務)(2) エ. 同条項第8条(保険契約者による保険契約の解除) オ. 同条項第9条(重大事由による解除)(1) カ. 同条項第9条(2)の①または③ キ. 同条項第11条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)の②	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注)との差額を返還または請求します。

④	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑤	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社へ通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条 (返還保険料の取扱い)

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座(注)への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

(注) 指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

保険期間に関する特約

第1条（保険責任の始期および終期）

当会社の支払責任は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日の $\boxed{0}$ 時に始まり、末日の午後12時に終わるものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定を準用します。

傷害補償条項の被保険者1名限定特約

第1条（傷害補償条項の被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項の被保険者を、同第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）（1）に定める被保険者のうち、保険証券記載の者1名とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合についても（1）の規定を準用します。

第2条（被保険者が死亡した場合の取扱い）

- (1) 普通保険約款第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金が支払われた場合は、保険契約は、被保険者がその保険金支払の原因となった傷害を被った時に終了し、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）（3）、（4）および同条項第6条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ② 第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合）（1）の①の規定中「被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被った傷害にかぎります。」とあるのは「被保険者の故意または重大な過失」
 - ③ 同条項第2条（1）の③の規定中「被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被った傷害にかぎります。」とあるのは「被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為」
 - ④ 同条項第2条（2）の規定中「当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害にかぎります。」とあるのは「当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。」
 - ⑤ 同条項第3条（死亡保険金の支払）（1）、第4条（後遺障害保険金の支払）（1）、（5）および第5条（入院保険金の支払）（1）の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑥ 同条項第6条（当会社の責任限度額）の規定中
「次の①または②に掲げる額をもって限度とします。
① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額
とあるのは
「保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。」
 - ⑦ 第4章基本条項第5条（保険契約の無効）の（注）、第19条（保険金の請求）（1）、（2）、（4）および第25条（死亡保険金受取人の変更）の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑧ 別表3の7. および11. の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
- (2) この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合は、同特約第2条（通院保険金の支払）（1）、（2）および第3条（保険金の請求）（2）の⑥の

規定中「その被保険者」とあるのを「被保険者」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

通院保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載のその被保険者の通院保険金日額をいいます。

第2条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注1)} = \text{通院保険金の額}$$

- (2) (1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次の①から④までのいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注2)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注3)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注2)装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。

- ① 長管骨(注4)または^{せき}脊柱
- ② 長管骨(注4)に接続する3大関節部分(注5)
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合にかぎります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

（注1）通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（注2）ギプス等

ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下^{たい}腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。）およびハローベストをいいます。

（注3）医師の指示による固定であること

診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合にかぎります。

(注4) 長管骨

上肢の上腕骨、橈骨^{とう}および尺骨ならびに下肢の大腿骨^{たい}、脛骨^{けい}および腓骨^ひをいいます。

(注5) 3大関節部分

上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第3条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が通院保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書
 - ⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または、(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、
法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、
法律上の親族にかぎります。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険
約款および付帯された他の特約の規定を準用します。